

ニュースレターを通して、皆さんの頑張りを応援します！

本号は、国家試験対策委員長の伊藤先生からの激励メッセージ、勉強する場所のおすすめ、合格した先輩の合格体験記（人間福祉専修の卒業生）を掲載しています。皆さんから好評を得ている『国家試験ワンポイントアドバイス』は、「障害者福祉」木全和巳先生、「保健医療と福祉」林祐介先生、「医学概論」洪英在先生、「社会福祉の原理と政策」伊藤文人先生です。これだけは、というとおきのアドバイスですので、ぜひ参考にしてみてくださいね。

（編集担当：湯原悦子）

💡 教員からの激励メッセージ 💡

合格に向けて取り組むべき5項目

伊藤美智予

皆さん達の受験勉強も、いよいよラストスパートに差しかかってきましたね。

時間が経つにつれ、焦る気持ちが大きくなるかもしれません。そのなかで、必ず取り組んでいただきたい5項目があります。

その1 1日8時間～10時間の受験対策学習に毎日継続して取り組むこと

勉強はすればするだけわからないことや、まだ行っていない点が目につきます。ですが、1日に8時間～10時間勉強を行えば、「ここまでやった！」という自信もつくことでしょう。それも数日だけでなく毎日継続することが大切です。「これ以上、勉強した時期はない」と言えるように頑張りましょう。

その2 そのためにアルバイト等は辞めて、受験対策学習中心の生活とすること

勉強に集中するためには、それ以外にエネルギーを向けず集中できる環境の確保が必要です。特に4年生はアルバイト先で頼りにされるため、辞められない人もいることでしょう。しかし、どこかの時点ですっぱりと断ち、勉強するだけの環境をつくってほしいと思います。

その3 苦手科目を克服し得点アップをはかること

「重要事項の再暗記」→「苦手科目中心に過去問を解く」→「解説の確認と内容の理解・暗記」→「重要事項の再暗記」のサイクルで、得点力アップをはかりましょう。社会福祉士試験は6科目群のなかで、1つでも0点科目群があれば不合格になってしまいます。全体の3分の2以上の得点を確実に取ることを目指しましょう。

その4 反復学習をすること

一旦記憶した重要事項も、時間が経つと忘れてしまうのが人間の脳の特性です。電車での移動中や授業の合間など、スキマ時間を有効利用して、「赤マル福祉」で反復学習をしてください。また、忘れやすいキーワードなどをまとめて、家の扉やトイレの壁など何度も目につく場所に貼ることもお勧めです。

その5 仲間と励まし合い一緒に取り組むこと

一人で学習に取り組んでいるとスマホやテレビなどに気が散って集中できない人は、頑張っ
て学習している仲間と励まし合い、一緒に取り組むことが有効です。自宅で集中できない場合
には、大学の図書館、12号館自習室、ゼミ室などを活用して取り組んでください。定期的に
友人と勉強の進捗状況について共有することもお勧めします。

これからの数か月は、自分自身との闘いです。自分の限界まで、学んで学んで学びつくしま
しょう。それにより、自分自身で将来の扉を開けるのです。

山が高ければ高いほど、登った時には美しい景色が見られます。全力を尽くした後には、何
ものにもかえがたい達成感が待っています。

私たち教職員一同、いつも皆さんを応援しています！！

どこで勉強する!?

皆さんは普段、どのような場所で勉強していますか？ 集中できないときは、思い切って場
所を変えてみるのもおすすめです。やる気が出
ないときは、「ひとまず勉強できそうな場所に行
ってみる」という方法もあります。自宅の他、お
気に入りのカフェや近所の図書館で勉強する、
という人もいますでしょう。

他にも、電車に乗っている時間や、お風呂の中など、スキマ時間を上手に使ってみましょ
う。何度も繰り返し確認することで知識が定着していくはずです。

集中して勉強する時には、美浜キャンパスの図書館や自習スペースがおすすめです。自宅
から美浜キャンパスが遠いという人は、名古屋キャンパス（最寄り駅は鶴舞駅）や、東海キャ
ンパス（最寄り駅は太田川駅）の図書館に立ち寄ってみても良いですね。受験仲間が勉強をし
ている様子を見ることで、自分も頑張れる！という人も多いようです。4年生になると授業
が少なくなって登校回数が減ります。自宅でだらだら過ごしてしまう人は環境を変えて、や
る気スイッチを入れましょう。

大学内のおすすめ

★図書館

★自習スペース

（12号館3階、実習センター横）

★学内のお部屋も開放中

（16ページ参照）

国試勉強スペース in 名古屋キャンパス図書館 ご活用ください！

国試まであと4ヶ月。国試の勉強は順調に進んでいますか？
集中して勉強したいけれど、美浜までは遠くて・・・というみなさん！
アクセス良好な名古屋キャンパス（鶴舞）の図書館を
国試対策のために開放します。ぜひ活用してください。

利用方法

- 名古屋キャンパス図書館（3階）へ直接お越しください
- 入館には学生証が必要です
- 個人机8つ、4人掛テーブル2つあります
- 大学院など他の方と共用となります
- 静かにご利用ください

アクセス

日本福祉大学名古屋キャンパス

- 地下鉄鶴舞線
「鶴舞」駅2番出口より徒歩5分
- JR中央線
「鶴舞」駅公園口より徒歩2分

利用日時

2025年 10月							2025年 11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30						

2025年 12月							2026年 1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31

通常期	10:30-22:30
通常期土曜	10:30-18:30
短期期	10:30-21:30
短期期土曜	10:30-18:30
休日開館	10:30-17:30
休館	



この建物です



問い合わせ先

美浜事務室社会福祉学部担当
✉nfu-f@ml.n-fukushi.ac.jp



最後まであきらめず、
一緒にがんばりましょう！

合格体験記

2023 年度卒業 人間福祉専修 山崎陸 社会福祉士 富山県立上市高校(教諭)

1. はじめに

私は模試や模擬問題で点数が足りなかったり、0 点の科目があったりで本番まで 1 度も合格圏内になったことはありませんでした。しかし、合格して皆さんにメッセージを書いています。様々なことが重なって大変だと思いますが、あきらめなければきっと合格できるはずです。自分にとっての 1 番の勉強方法を探しながら頑張りたいと思います。自分が合格に至った国家試験の勉強方法をお伝えします。



2. 勉強する環境・時間を作る

4 年生の秋頃から日中は図書館やゼミ棟で勉強するようにしていました。夜は家で 21 時～24 時までは勉強するという決まりを作ることで勉強する習慣をつけることができました。また、国家試験までの時間が長く、試験を受けるという実感がなく、やる気が出ない場合もあると思います。私もなかなかやる気が出ず、勉強しない時もありました。そのため、ゼミの先生に 1 週間の勉強内容を見ていただくことをお願いして、半年弱チェックしていただきました。先生に勉強する環境を作ってもらったことで、勉強につなげることができたと思います。

3. 勉強の基本は過去問を解くこと

私はノートに「問題を張り」「問題を解く」「○付けをする」「解説を書く」「解説を張る」という順番で勉強しました。問題を解くときは、なぜ違うのかを考えながら解き、可能であれば間違った箇所に下線を引き、選択肢を絞りました。解説を書く際は、参考書の解説を丸写しするのではなく、正答になるポイントをまとめるようにして書きました。自分で解説のポイントを見つけることで、自分の中により落とし込めると思います。過去問は 7 年分を何回も解きました。

4. 「金フクロウ」にする

赤マル福祉の習熟度を 100%にすることで金フクロウにできます。上記の内容とも重なることですが、過去問をくり返し解くことで問題の作られ方や答えの選び方などが分かってきます。赤マル福祉はスマホで手軽に問題を解いて、解説を見ることもできるので隙間時間での学習にぴったりです。同じ問題の繰り返しなることもあります。なぜ正解したのか、なぜ不正解だったのかを考えながら解いていくことで知識がついていきます。金フクロウにするという目標を持って取り組むことで、自然と問題を解くようになると思います。



5. 模試の振り返り

模試の振り返りは、採点をした後、解説を読まずに間違えた問題を解く、解説を見ながら間違っている箇所に下線を引く、知らない制度や単語があれば書き込みました。模試は、過去問を解くだけでは問われない知識もありました。幅広く知識をつけておくことで、不安を少なく本番を迎えることができるかもしれません。

6. 一冊の参考書を読みこむ

試験の 1 カ月前からこの方法で勉強しました。多くの出版社が各科目の要点や基礎を 1 冊にまとめた参考書を出しています。その本を 1 カ月間、毎日完読することを繰り返しました。繰り返し読むことで、徐々に要点や基礎を覚えることができます。勉強の仕方が分からないという人でもこの方法で勉強すればある程度点数が上がると思います。問題を解くこととセットで行うことで知識のインプットとアウトプットができるので、効率よく勉強ができると思います。

7. おわりに

今現在、教員として福祉を教えています。なかなか苦戦しています。ただの試験のための知識で済ますのではなく、これから現場で使う知識を意識して勉強して欲しいと思います。最後になりますが、皆さんをこころより応援しています。

国試ワンポイントアドバイス

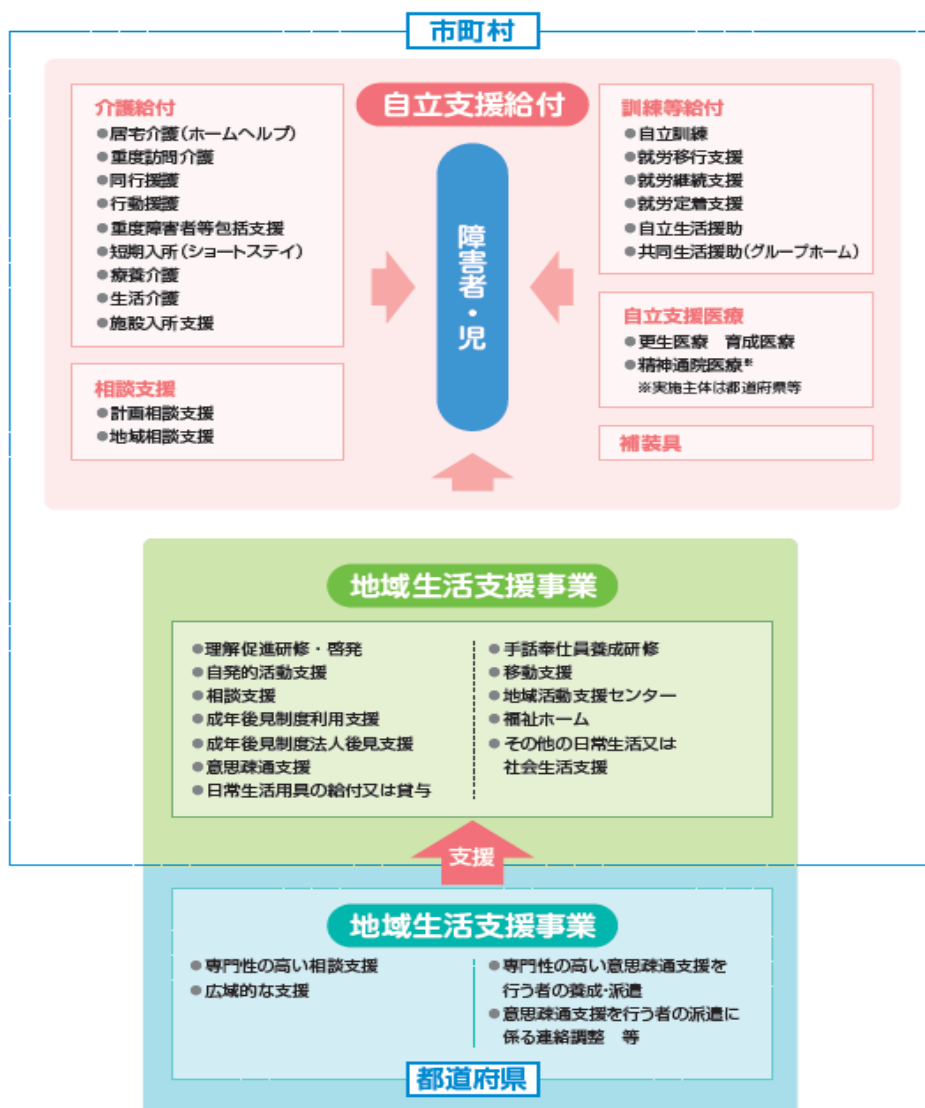
① 障害者福祉 木全和巳

－基本的な知識と理解を－

「障害」に関するサービスの種類や利用方法などの仕組みはほんとうに複雑です。当事者にとってもわかりづらく、「わざと使わせたくないのでは？」と、勘ぐりたくもなりません。裁判になっている65才以上になった時の介護保険移行問題などは、試験問題には出ないでしょうね。旧優生保護裁判の最高裁判決も同様ですし、関連する救済法についても出題されるとは思えません。なぜ基幹相談支援センターの委託には消費税が課せられるのかについてもです。当事者の権利を擁護するソーシャルワーカーとしては、こうした課題を解決し、しくみをより良いものにしていくためにも、「はて？」「なぜ？」「どうして？」とクリティカル（創造的/批判的）に学ぶことが必要です。誰のための何のための「資格」なのかをいつも問い続けたいですね。わたしたちは、ソーシャルワーカーなのでから。と言っても、まずは、事例問題をはじめ60%程度の得点を確保しようと思うと、障害者総合支援法の基本的な知識と理解は欠かせません。まずは、複雑な障害児者福祉のサービスの種類と内容を理解することからはじめましょう。昨年は、「問題 58 「障害者総合支援法」における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の役割に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。」のように、7問中6問が「総合支援法」を理解していないと解けない問題でした。今年は、「問題 53 「障害者総合支援法」における基幹相談支援センターに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい」の一問のみでした。

今年の特徴は、「令和4年生活のしづらさなどに関する調査」（厚生労働省）、「令和5年度障害者雇用実態調査」（厚生労働省）及び「令和5年版障害者白書」（厚生労働省）にみられる障害児・者の実態、「精神保健福祉法」に基づく入院形態、「障害者差別解消法」に関する記述、「障害者雇用促進法」に関する記述」など関係法の内容を問うています。障害者総合支援法のみならず、個別法や関係する関係法の知識まで問われています。H表を貼り付けておきました。特に太字の法は重要です。法の概要を確認しておきましょう。それでも、まずは、総合支援法からはじめましょう。全国社会福祉協議会のHPにある『障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット（2021年4月版）』

(https://www.shakyo.or.jp/download/shougai_pamph/index.html) をダウンロードします。このパンフレットが理解できれば基本的な知識の確認は大丈夫です。このパンフレットを使い、過去問を解きつつ、関連する知識を増やしながら確認していきましょう。



3

■支給決定プロセス

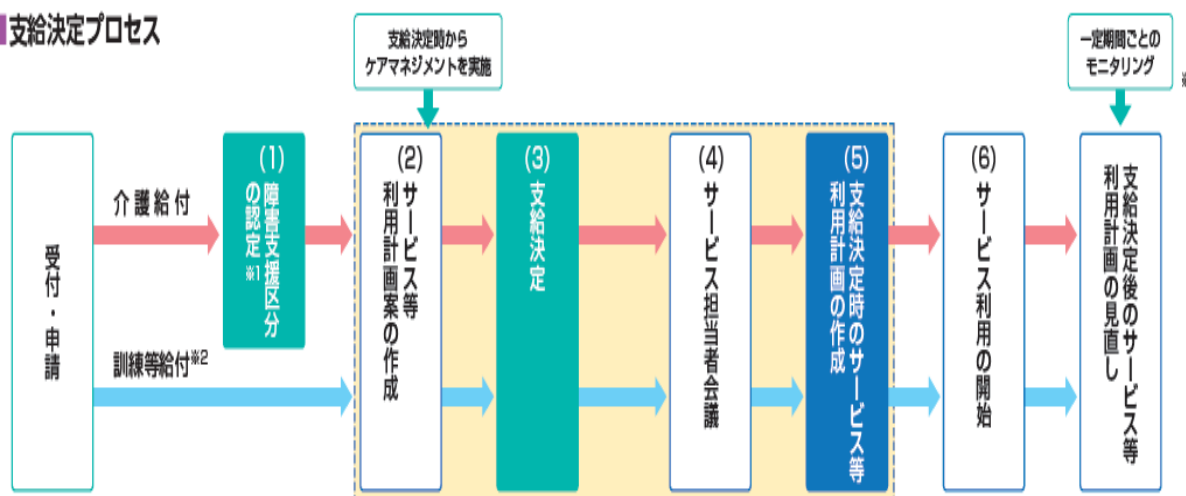
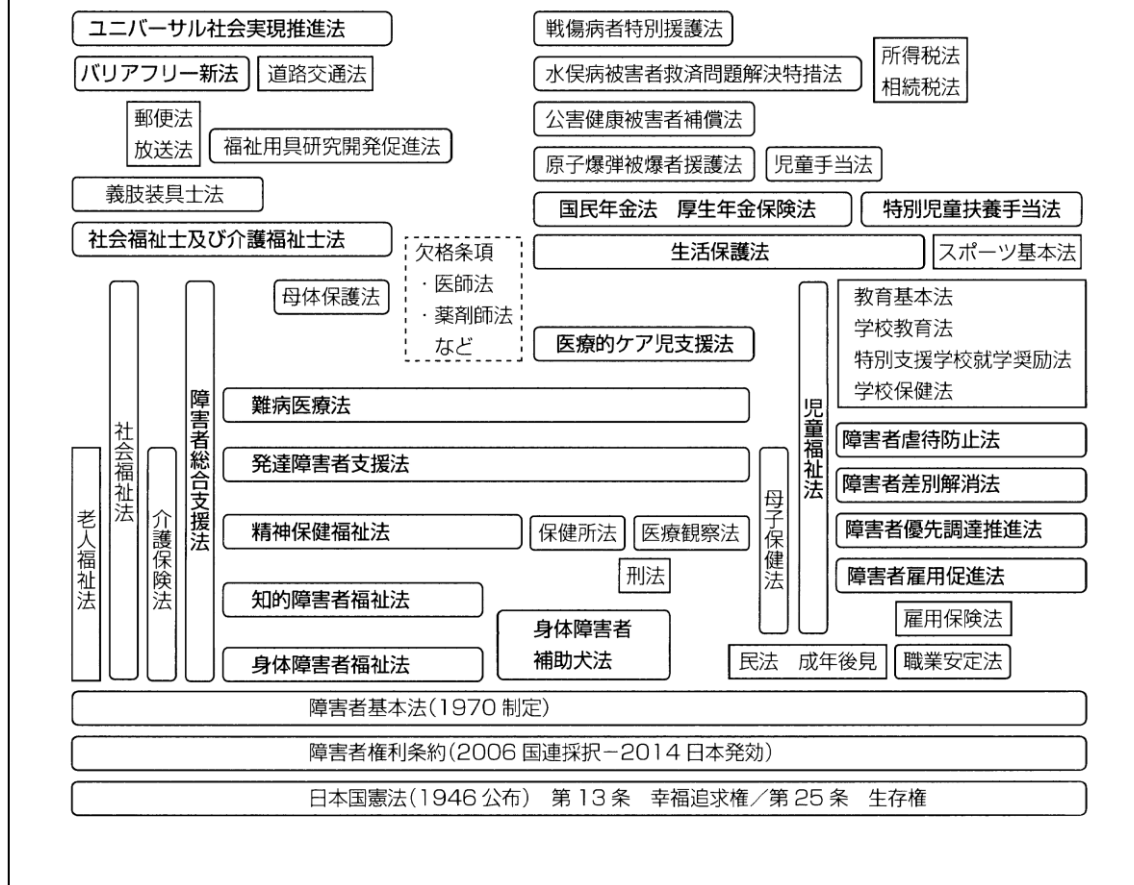


図 4-1-1 障害者福祉に関する主な法律



「介護給付」には、「行動援護」「生活介護」「施設入所支援」などなど、「訓練等給付」には「自立訓練」「就労継続支援」などがあることがわかりますね。まずは、こうしたサービス事業が何であるのか？ ネットなどの映像も観ながら、当事者の特徴をサービスの内容をつかみましょう。次に、こうしたサービスを当事者が利用するための「支給決定プロセス」について理解しましょう。最後に、こうした当事者を支える相談支援専門員やサービス管理責任者などのソーシャルワーカーの仕事の内容も理解しましょう。まずは、ここからです。健闘を祈ります。

② 保健医療と福祉 林祐介

1. 第 37 回試験からみえる出題傾向

第 37 回社会福祉士国家試験の「保健医療と福祉」科目では、以下の問題が出題されました。事例問題：3 問（問題 103・104・108）、診療報酬制度についての問題：1 問（問題 105）、医療倫理についての問題：1 問（問題 106）、治療と仕事の両立支援についての問題：1 問（問題 107）。

事例問題は毎年必ず出題されています。ただし、これまでは 2 問出題されていたのに対

して、今回は3問出題されていました。一方、問題数は1問増えているものの、3問中2問は法制度（難病法、障害者総合支援法、労働者災害補償保険、高額療養費制度、傷病手当金）についての問題であり、知識が問われる傾向は第36回以前と変わっていないように思います。最後の問108は、医療ソーシャルワーカーの実践に関する問題であり、「医療ソーシャルワーカー業務指針」（2002年：厚生労働省健康局長通知）に一通り目を通しておくことをお勧めします。

診療報酬制度に関する問題は、第32～34回で出題されていなかったのですが、第35回で復活し、第36・37回でも出題されました。診療報酬制度は、医療機関の経営に直結するものであり、第38回以降でも引き続き出題される可能性は高いといえます。介護報酬制度との違いが出題されることも考えられますので、その辺りも含めて勉強されるとよいのではないかと思います。

医療倫理に関する問題は、これまであまり出題されておらず、本科目でピーチャムとチルドレスの医療倫理の4原則について出題されたのは初めてだと思われます。授業の中では、この原則にふれているため、それぞれの原則の意味は理解できているものの、原則名までは憶えていないという方が少なくなかったのではないかと想像します。

治療と仕事の両立支援に関する問題も、これまで出題されていなかったものだといえます。「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン（2024年3月改訂版）」（厚生労働省）にもとづいた問題内容となっており、一見するとこのガイドラインを読んでもいないと解けない印象があります。しかし、明らかに間違っている選択肢がいくつか含まれており、冷静に目を通すことで正解を導き出すことが可能な問題であると考えます。第38回以降も、こうした読解力が求められる問題が出題されるかもしれませんが、冷静に対処していただければと思います。

なお、国民医療費、医療提供体制、保健医療領域における各専門職の役割や提供サービスに関する問題といった、これまで必ずと言っていいほど出ていた問題が出題されなかったことは注目に値します。第36回以前は、医療ソーシャルワーカーを取り巻く保健医療領域の知識を問う問題も少なくなく、総花的な印象がありましたが、第37回では、どちらかというと医療ソーシャルワーカーが患者支援を行う観点からの問題が多かったように思います。

2. 勉強方法の助言

「保健医療と福祉」科目では、多岐にわたる知識が求められることから、全般的に難しいといった声を耳にすることがあります。ただし、皆さまもすでにご存知だと思いますが、この間重箱の隅をつくような問題は減少してきており、冷静に考えることさえできれば、正答と誤答の見極めがしやすくなっているように思います。

勉強時間数が合格率に直結する試験ですので、早い時期から本格的に試験勉強に取り組めるかどうかは合否の鍵を握っているといえます。

③医学概論 洪英在（ほん よんぢえ）

医学概論は「何をどう勉強すればいいの？」と悩む分野ですね。出題傾向を踏まえて、今年の対策をかんがえてみました。医学概論（その前までは「人体の構造と機能および疾病」）の出題は昨年6問。その前年まで7問でした。おそらく6問程度だと予測されます。

昨年から新カリキュラムでの出題になっています。毎年の恒例であった ICF（国際生活機能分類）が出題されませんでしたので、大きく出題傾向が変わったのでは、と焦った受験生も多かったと予測します。その分、高齢者の疾病や状態変化に関する出題が2問（薬剤有害事象の出題と肺炎）も出ていました。今年の試験の出題をみないと今後の予測は難しいところですが、高齢社会の進展に伴って、高齢者対策の重要性を示している、とも言えます。

では、何を勉強すればよいのか。最低限のエッセンスをしましてみようと思います。

1, 成長

- スキャモンの成長曲線
- 乳幼児の発達（笑う2か月：にっこり、寝返り5, 6ヵ月：ごろんと寝返り、1歳で独り立ち、2歳で2語文）
- 原始反射の種類（モロー反射、バビンスキー反射）、1歳までに消失
- 思春期の体と心の変化（+発達障害との関連）

2, ICF, 健康の概念、予防

ICF（事例問題が出そうな、、、）、WHO の健康の定義、1～3次予防

3, 発達障害

ADHD, ASD, LD

4, 障害などについて

身体障害の認定（腎臓、心臓などの内部障害も）、指定難病、難病が障害者総合支援法の対象含まれたこと、精神疾患の入院形態

5, 高齢者に関すること

薬剤有害事象、フレイル、サルコペニア、誤嚥性肺炎、嚥下障害

上に示したキーワードだけでも勉強しておく、かならず、医学概論のほとんどは得点できるはず。高齢者関連の問題が出るなら、フレイルまたは嚥下障害だと大胆に予測してみます。

また、見慣れない問題にも焦りは禁物です。そのような問題は、知識を問う問題ではなく、文章に必ずヒントがあります（昨年の薬剤有害事象の問題は一瞬ぎょっとしますが、選択肢に「定期的に処方内容を見直す」と明らかな正解があります）。見慣れない問題があっても、あきらめずに解く姿勢が広すぎる範囲の医学概論の攻略のカギになります。

④ 社会福祉の原理と政策 伊藤文人

I 【学習をするにあたっての前提】

1) 「社会福祉の原理と政策」(全8問)は、大学の講義科目でいえば、卒業必修科目である「社会福祉原論」と同じ内容を扱っている。

2) 「社会福祉の原理と政策」は、次の二つの「事柄」を扱っている。①社会福祉の原理＝「社会福祉」の提供している公私供給主体(国・自治体・第三セクター・企業)によるサービスの水準・内容などの「仕組み」を成り立たせている構造(骨組み)を問う問題、②「政策」＝社会福祉領域全体(①でいう「公私のサービス供給主体」を国家が法律＝制度・政策(policy)として制定・規制している事実を問う問題である。

3) ①②共に、それぞれの国が社会福祉「政策」(制度)をどういう考え方(原理)に基づいて制定・実施しているのかを問うものが多い。そのため、各国の主要な社会福祉政策(および関連する、「教育」や「労働」政策など)の原理や政策を「構想した」人物や概念(例：相対的剥奪＝P. タウンゼント、ノーマライゼーション＝ニーリエなど)や時代によって必要とされる政策スローガン(例：多文化共生社会、持続可能な開発目標(SDGs))などが取り上げられる傾向が毎年認められる。

II 【学習に取り組むにあたっての注意点】

* 以下の1)－12)は、社会福祉の政策や原理が過去から現在へどのような社会変動によって変更されてきたのかを「大雑把」に整理したものである。残念ながら、「社会福祉の原理と政策」に関わる国家試験問題は、このような文脈を無視して出題されるので、個々の問題が社会福祉政策と原理の「どの部分を、どのような意図で受験者に問うているのか？」という側面はほとんどわからないであろう。しかし、以下の「福祉政策の歴史的経過と文脈(政策変化のポイント)」を理解しておけば、個々の問題の背後にある歴史的な文脈を踏まえた確かな回答が可能になる可能性が高まるであろう。

1) 制度や政策は、そのもとになっている原理を構想した人物やその概念への時系列的な理解が欠かせないため、少なくとも、19世紀後半から2025年に至る約180年くらいの「社会福祉の歴史」の概観をしておくことが望ましい。

2) その上で、国別に年表を作成して、主要な立法措置とその内容を記して、そこで特定の人

物が果たした政策原理内容と概念を記しておくことで、社会福祉の歴史的展開の「流れ」をつかみ、その「流れ」の中で、社会福祉への考え方が、どのような時期に、どのような人物によって変化していったのかを理解していくことが大事であろう。

3) その上で、先進諸国（日本、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンなど）の「福祉国家」体制が「大雑把」にいて、**共通の政策トレンド（同一趣旨を持った政策の方向性）を持っているのかどうか**を理解しておくことである。

4) 例えば、第二次対戦後（1945 年—）は、各国はこぞって「福祉国家」（国家が責任をもって国民生活を最低限度は保障するという「**ナショナル・ミニマム**」概念を導入した。例えば、イギリスでは、「ベバリッジ報告」（1942）の内容が戦後アトリー政権へ反映された。日本では、1947 年に施行された日本国憲法第 25 条に規定された「**生存（社会）権 social rights**」を体现するものとして、生活保護法、児童福祉法、身体福祉法が 1947 年から 1950 年にかけて矢継ぎ早に制定されたことを思いだそう。ここからその「ナショナル・ミニマム」を体现することを具体化したものとして「**措置制度**」（問 25）が導入されたのである。

5) 高度成長期（1960 年代から 70 年代）にかけて、各国は大きく（経済的に）躍進したため、雇用・婚姻も安定し、その税収は多様な社会福祉サービスを提供する「国家」への求心力を高めることができた。とはいえ、**個別の福祉サービスでは、高齢、児童、障害者を問わず、大規模施設へ収容する形態が多く、そこでは入所者（クライアント）の人権がきちんと守られていた形で福祉が提供されていたのかは疑問もある。**

6) しかし、1970 年代後半以降の高度成長の衰退から、英米を中心とする「反福祉国家」の政治的姿勢が明らかになっていく。日本も 1970 年後半から「福祉国家」建設ではなく、「日本型福祉社会」を建設すべきという政策スローガンが打ち出された。これは、国家が責任を持ってナショナル・ミニマムを保障するという、戦後に合意された政策スローガンを止めて、国家に依存しない国民の育成や、国民の持つ相互扶助能力を活かしながら、それでも生活が不安定になる特定の貧困者へ国家の福祉政策が対応するという考え方（福祉国家ではなく、福祉社会の建設）に移行していく。

7) ここから日本では、1990 年代以降に、少子高齢化を前にして国家が福祉サービスの充実を図る政策が導入される（「福祉改革」）ことになった。在宅福祉の充実、ホームヘルパーの増

員、福祉専門職（社会福祉士・介護福祉士など）の増員計画が敷かれていく。しかし、ここで注意が必要なのは、これがあくまでも政策スローガンである「福祉社会」建設のための措置である、という点である。

8) すなわち、①国（厚労省）はあくまでも「家族が、在宅で、家族介護をすることを前提にして、それを補完する意味で福祉サービスを整備すること、②国や自治体が直営する高齢者や障害者福祉サービスを整備するのではなく、株式会社を含めた「多様な福祉サービス供給体」を育成しながら、福祉ニーズに対応すること、③将来的に拡大するであろう「福祉産業」の経営基盤を充実させるために、公的な「下支え」を必要とすることから、「(公的) 介護保険」制度が導入されるのである（1997 年成立、2000 年施行）。ここから戦後の「ナショナル・ミニマム」保障の柱であった「措置制度」が徐々に解体されていく。よく言われる社会福祉に関わる「措置から契約へ」という内容はこうした文脈を指している。これは福祉に関わる「国家責任」を曖昧にしていくと指摘されてもいる。

9) ここから、入居や介護に莫大な私的負担を必要とする有料老人ホームが多数建設された。これらのサービス供給主体は、一定の所得や資産を有する富裕層の福祉ニーズには対応できているが、高齢者の多くの経済的基盤は脆弱（多くは貧困）なので、公的な高齢者福祉サービスを必要とするが、それは後回しにされる傾向に拍車がかかっている（特別養護老人ホームに入所できるのは、要介護度 3 以上の比較的重度の ADL を持つ、しかもホーム内での生活費用が賄える階層である）。

10) また生活保護への厳格化（適正化）やホームレスを含む半失業状況にある人たちは「生活困窮者」としてカテゴライズされて、就労支援を含む給付行政（生活困窮者自立支援法、2015 年）などが成立していく。

11) ここから見てもわかるように、かつて全国民のナショナル・ミニマムを保障することを高らかに謳った「戦後福祉国家」の理念は、1980 年代以降の世界経済の悪化とグローバリゼーションの進展によって形骸化し、できるだけ国民の自己負担を要求する方向への転換、国家中心の福祉サービス提供から、民間企業（シルバー産業）を中心とする供給主体への導入や優遇を社会福祉政策全体（高齢者・児童・保育・障害者・生活困窮者など）へ「拡大」していく方向へ舵を切っていった。そうした方向性に福祉理念が変質したからこそ、現在の社会福祉政策が整備され履行されているのである。言い換えれば、社会福祉士や介護福祉士、保育士などの

「国家資格」を有する社会福祉専門職は、今や企業体によって運営される福祉供給サービス主体（有料老人ホーム、企業が運営する保育所、障害就労支援サービス所、サ高住など）に「就職」しながら、福祉実践を行なっているのである。

12) これは「事実」である。問題は、このような「事実」を国家資格保持者として実践を行おうとする受験者自身がどのように考えるかであろう。

Ⅲ 【第37回国家試験問題の解説】

1) 【問19】は、Ⅰ-(3)、Ⅱ-(2)のことを指示している典型的な問題である。そしてⅢ-(6)という歴史的文脈を理解していれば、正答は3であると即答できる。

2) 【問20】は、これは戦前の日本の社会事業史理解を問うものである。これは丹念に歴史的経過の基本年表を作成することに注力しよう。ちなみに、選択肢1-3は明治期に成立したものである。正答は3。

3) 【問21】【問22】は、【問19】と同じ趣旨を問うているものだ。社会福祉政策や原理（理念）に関する重要な概念（考え方）を提示した人物が誰か、また各国政府や世界機関（国連など）の提唱した政策スローガンの背景となっている考え方を提唱した人物やその概念は「社会福祉の原理と政策」の頻出問題である。ノーマライゼーションの考え方を提唱したのは、ニーリエだけでなく、バンク・ミセルケンなどもあるし、スウェーデンの福祉国家建設に尽力した人物としては、グンナー・ミュリュダール、また「福祉国家」の国際比較研究（これも例年よく出題される）でスウェーデンを「社会民主主義レジーム」と類型化したことで有名なエスピン・アンデルセンなどがいるので、併せてチェックしておくといいだろう。問いそのものの内容は、シンプルである。正答は4だ。他の選択肢は、「大規模な施設で生活する」云々と言っており、これはノーマライゼーションの理念に反することは理解できるだろう。【問22】については、一種の教養だが、社会変動に敏感になっていく必要があるだろう。世の中の動きを知らないで社会福祉に関わることは難しいだろう。

4) 【問23】【問24】は、Ⅰ-(3)に該当する問題である。各国の政府は、自らが必要とする政策を正当化するためのスローガンを掲げる。問23は現在の日本社会が対外的に移民や難民に対してどのような対応を迫られているか、問24は国民の特定の政策目標を国家がどのような意図で制定しようとしているのかを理解する必要性を私たちに突きつけている。将来国家公務員

なり地方公務員として福祉政策を立案しようとする受験者もいるであろうが、公務員は「こういう仕事をしている」と理解しておけば良いであろう。「厚生労働白書」などの政策文書を読む習慣をつけることがこの手の問題を解く鍵になるだろう。

5) 【問 25】は、III-(4)を理解していれば回答できるだろう。措置制度であっても福祉サービスの利用者は、自己負担が生じる階層もあった（選択肢 1）。また選択肢 2 は、介護保険制度導入以降の話を指しているから不正解。4 はよく誤解されるが、措置制度から契約制度への移行が政策的にあったことは事実だが、措置制度が全面的に廃止されたわけではない。例えば、養護老人ホームの利用者は、生活保護を利用している貧困層が多く、措置制度は必要である。5 は、最も身近な自治体が必要であるから市町村が実施しなければならないので不正解。福祉行政の手続き等は、1990 年代から原則的に全て市町村が行うことになっている。

6) 【問 26】社会福祉法は、1951 年に制定された「社会福祉事業法」が改正されて 2000 年から施行されているものである。これは各種の社会福祉事業（サービス）がどのように供給されるのかなど細かな規定をしているものである。特に「福祉事務所」は、1951 年の社会福祉事業法が制定された時に、福祉行政の「中核的組織」として位置付けられた（生活保護のケースワーカーは、地方公務員として、福祉事務所に所属し、当該業務を実施した）。3 は、自治体の規模によって福祉事務所の人員が変わるために現業員は別途定められているという常識的なことを聞いているに過ぎない。選択肢 1 は、間違い。町村には設置義務はない。選択肢 2 は、事実上形骸化している。選択肢 4 は、監査業務は、社会福祉士を持った公務員がやることは望ましいが、義務ではない。選択肢 5 は、【問 25】の基本（選択肢 5）を理解していれば回答できる。

7) 【差別】問題は、ハラスメント問題とも関連するものだが、正答は 3。それ以外は直接差別である。3 の「男性だけ採用」というのは、男性は単身赴任を要求しても受け入れる土壌が日本の労働慣行に色こく残っていることの反映かもしれない。ただし、選択肢 1 は、アファーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）と理解されなくもない。

IV. 社会福祉制度の発達過程～世界的動向を包括的に理解する

「社会福祉原論」の指定テキスト「現代社会と福祉」（東山書房）第 2 章図 2-1 「社会福祉の発達過程」を参照すること。

社会福祉（政策と原理）の歴史的展開（福祉が発展したり、後退したりして見える moments）の文脈を把握しておけば、「問い」に回答できる可能性は高まる！

★福祉の原理にまつわる哲学・理論・学説史★

福祉に関係する重要な原理や哲学の提唱者とモデルは以下のとおりである（それぞれ調べるこ
と）

- ①リチャード・ティトマス ⇒ 福祉の社会的分業（社会福祉の3つのモデル）
- ②T.H. マーシャル ⇒ 福祉国家と市民権（citizenship）社会権
- ③ウェッブ夫妻 ⇒ ナショナル・ミニマム
- ④ウィリアム・ベヴァリッジ ⇒ ナショナル・ミニマム 5 巨人悪 ベヴァリッジ報告
- ⑤エスピン・アンデルセン ⇒ 福祉レジーム論（類型化論）
- ⑥アマルティア・セン ⇒ 財と潜在能力（ケイパビリティ論）
- ⑦カール・マルクス ⇒ 各人は能力によって働き、必要によって受け取る（アダム・スミスのニード論）
- ⑧バンク・ミセルケン ⇒ ノーマライゼーション、ニーリエは？
- ⑨マズロー ⇒ 欲求の発達段階
- ⑩ピーター・タウンゼント ⇒ 相対的貧困（ハリントン：米国）「貧困の再発見」
- ⑪シーボーム・ラウントリー ⇒ 絶対的貧困／ヨーク調査、労働者は人生三度貧困線を下回る
- ⑫エドウィン・チャドウィック ⇒ 新救貧法（救済に値するもの、しないもの）COSも参照
- ⑬チャールズ・ブース ⇒ ロンドン調査
- ⑭ロイド・ジョージ ⇒ 自由党社会改良政策（1906－1914）国民保険法、老齢年金法
- ⑮フランクリン・ローズベルト ⇒ 社会保障法（1935 年 ニュー・ディール政策
- ⑯石井十次 ⇒ 岡山孤児院
- ⑰横山源之助 ⇒ 『日本の下層社会』
- ⑱石井亮一 ⇒ 滝乃川学園
- ⑲片山潜 ⇒ キングスレー館
- ⑳留岡幸助 ⇒ 北海道家庭学校
- ㉑井上友一 ⇒ 『救済制度要義』と感化救済事業
- ㉒渋沢栄一 ⇒ 東京養育院
- ㉓生江孝之 ⇒ 社会事業教育
- ㉔小河滋次郎 ⇒ 方面委員制度
- ㉕糸賀一雄 ⇒ 近江学園 この子らを世の光に
- ㉖孝橋正一、大河内一男、岡村重夫、一番ヶ瀬康子、真田是、三浦文夫、京極高宣などの日本の戦後の社会福祉

研究者の見解

ちょっとどこかで勉強したいな、と思ったとき…

学内の教室を開放しています！！

11月	日	月	火	水	木	金	土
							1
教室							
	2	3	4	5	6	7	8
教室		ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	
	9	10	11	12	13	14	15
教室		ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	
	16	17	18	19	20	21	22
教室		ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	
	23	24	25	26	27	28	29
教室		ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	ゼミ棟 A 110～116	
	30						
教室							

いよいよ国家試験対策の終盤になります。

皆さんを応援しています！

今後の予定

12 月 国家試験直前合格オリエンテーション

12月15日（月）5限 美浜キャンパス110教室

*国家試験に向けた激励メッセージ！

☞ 予定が変更される可能性もありますので掲示板等も参照してください。

